

東京都公報

発行 東京都

目 次

26

規 則

- 東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則………（環境局自然環境部緑環境課）………
- 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則………（福祉局生活福祉部医療助成課）………
- 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則………（福祉局子供・子育て支援部家庭支援課）………
- 東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例施行規則………（福祉局子供・子育て支援部企画課）………
- 東京都女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則………（福祉局子供・子育て支援部育成支援課）………
- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則………（福祉局高齢者施策推進部介護保険課）………
- 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則………（同）………
- 東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則………（福祉局高齢者施策推進部施設支援課）………
- 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則………（同）………

規 則

- 東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則………（同）………
- 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則………（福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課）………（同）………
- 東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則………（同）………
- 東京都児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則………（同）………
- 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則………（建設局公園緑地部公園課）………（同）………
- 東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則………（建設局公園緑地部公園建設課）………（同）………
- 東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則………（建設局公園緑地部公園建設課）………（同）………
- 東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

東京都規則第四十二号

東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都自然公園条例施行規則（平成十四年東京都規則第百二十七号）の一部を次のよう改め、同表二の項中「一万七千八百円」を「二万七千百円」に、「七千四百円」を「七千円」に改める。

別表第三 一の項中「二十七円」を「二十六円」に、「八十八円」を「八十九円」に改め、同表二の項中「一万七千八百円」を「二万七千百円」に、「七千四百円」を「七千円」に改める。

別表第四中「百五円」を「百八円」に、七十五円を七十七円に、「十

八円」を「十九円」に、「四十七円」を「四十八円」に、「九十四円」を「九十七円」に、「三十七円」を「三十八円」に、「七百五十二円」を「七百七十六円」に、「十一円」を「十二円」に、「千百七十五円」を「千二百十二円」に改める。

別表第五 一の部(二)の項中

キャンプ場

デッキテントサイト	一般	小学生及び中学生	一人一泊	三百円
トサイト	一般	小学生及び中学生	百五十円	三百円

を

この規則は、令和七年四月一日から施行する。
東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第四十四号

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「第十三条第三項第二号」を「第十三条第三項第三号」に改める。

第五条第二号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第二十六条に次の二項を加える。

2 条例第七十四条第五項に規定する規則で定めるものは、認証保育所(法第三十五条第四項による認可を受けていない保育施設のうち、東京都が認証したもの)をいう。)とする。

附則第九項中「第二十六条第一号」を「第二十六条第一項」に、「同号」を「同項」に改め、附則第十項を削り、附則第十一項を附則第十項とし、附則第十二項を附則第十一项とし、附則第十三項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を附則第十二項とし、附則第十四項を附則第十三項とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和四十九年東京都規則第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第三項中「受給者証」の下に「又は個人番号カード(番号法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)」を加える。

附 則

東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例施行規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第四十五号

東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例（令和七年東京都条例第五十六号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。
(非常災害対策)

第三条 条例第六条第二項に規定する避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月一回実施しなければならない。

(設備の基準)

第四条 条例第十六条第七号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 児童の居室の一室の定員は四人以下とし、その面積は一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、その面積は一人につき三・三平方メートル以上とすること。

二 少年の居室の一室の定員は一人とするよう努めるとともに、その面積は八平方メートル以上とするよう努めること。

三 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。

四 入所児童の年齢等に応じ、居室を男子と女子とに区別して設けること。

五 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。

六 浴室及び便所は、男子用と女子用とに区別して設けること。ただし、少數の児童を対象として設ける場合は、この限りでない。

(職員)

第五条 条例第十九条第二項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 児童指導員及び保育士の総数は、幼児四人につき三人以上、少年二人につき一人以上とする。

二 心理療法担当職員の員数は、児童おおむね十人につき一人以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、特に個別的な支援を要する児童に対応するため、必要な員数を確保するよう常に努めるものとする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

○東京都規則第四十六号

東京都女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（令和六年東京都規則第四十八号）の一部を次のようにより改正する。

第三条第三号中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

○東京都規則第四十七号

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第百四十一号）の一部を次のようにより改正する。

第三十一条第一項、第四十四条第一項並びに第四十八条第一号、第二号及び第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第四十八号

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第五十号

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第百四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第十四条）」を「（第十四条・第十四条の二）」に改める。

第二十七条第一項、第四十条第一項並びに第四十四条第一号、第二号及び第四号中

「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士又は」に改め、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第七項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第十一条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第八項中

「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第二号中「又は作業療法士」を「若しくは作業療法士」に改め、同項第三号中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第十項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

● 東京都規則第五十一号
東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号及び第九項、第十一条第一項第四号並びに附則第一条第一項第五号及び第八項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

● 東京都規則第五十二号
東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成二十四年東京都規則第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項中「保育所若しくは」を「保育所、」に改め、「同じ。」の下に「若しくは認証保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第三十五条第四項による認可を受けていない保育施設のうち、東京都が認証したもの）をいう。以下同じ。」を加える。

この規則は、令和七年三月三十一日から施行する。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

この規則は、令和七年三月三十一日から施行する。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号及び第二項ただし書中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

この規則は、令和七年三月三十一日から施行する。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

第四条第一項第三号及び第三項ただし書中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第六項中「保育所若しくは」を「保育所、」に、「に入所し」を「若しくは認証保育所に入所し」に改める。
第五条に次の一項を加える。

2 条例第十条第四項に規定する規則で定めるものは、認証保育所とする。

附則第二項中「（昭和二十二年法律第二百六十四号）」を削る。

第五条に次の一項を加える。

東京都児童福祉施設条例施行規則（平成十五年東京都規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 東京都千葉福祉園の項を削る。
別表第二 東京都千葉福祉園の項を削る。

附
則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

卷之五

東京都知事 小池百合子

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

に改正する。

別表第二一の項中「二万二千五百六十八円」を「二万四千二百九十九円」に、「五百四十三円」を「三千六百十六円」に、「三千九十六円」を「四千五十六円」に、「三千四百十二円」を「五千六十二円」に、「二千七百二十六円」を「三千五百十三円」に、「千二百六十五円」を「千六百十二円」に、「二千九百八十四円」を「三千七百八十四円」に、「千七百二十八円」を「二千二百七十八円」に、「千八百七十円」を「二千三百八十一円」に、「三千十四円」を「三千五百八十八円」に、「千二百五十九円」を「千六百六十六円」に、「八百三十円」を「千十八円」に、「五百七十四円」を

四円に、「六百六十一円」を「七百八十六円」に、
「六百六十一円」を「七百八十六円」に、
「千九十六円」を「千五百三十円」に、
「千七百三十五円」を「二千百三十円」に、「九百十四円」を「千百円」に、
「七百七十円」を「九百六円」に、「八百七円」を「九百三十六円」に、「千三十

百四円 に、「三百六十二円」を「三百七十円」に、「四百三十九

「百六十八円」を「三百六十円」に、「百六十七円」を「二百六十五円」に、「百六十九円」を「四百七十二円」に、

六十九円」を「百七十三円」に、「七百円」を「七百七十六円」に、「四百七十五円」

五百三十三円
五百五十八円
三百八円

を「三百十二円」に、「三百七十六円」を「三百八十八円」に、「三百二十八円」を「三百二十五円」に、「百七十五円」を「百七十七円」に改め、同表二

五百五十八円
二百三円
五百十三円
二百五円
五百七十六円」を「三百八十八円」に、「
百七十五円
を
五百五十八円
二百三円
五百十三円
二百五円
五百七十六円」を「三百八十八円」に、「
百七十七円

五百五十八円
二百三円
に、三百八円

百六十八円	三百六十円	二
百六十七円	三百十八円	二百六十五円

百六十七円
二百六十五円
三百一、四

に、
「百

「九百円」を「三十五万六千九百円」に、「二十六万九千六百円」を「三十二万二千七百円」に、「一万八百円」を「一万四千九百円」に、「四万八百円」を「四万四千二百円」に、「十二万一千五百円」を「十二万三千六百円」に、「二万六千三百円」を「二万五千八百円」に、「十五万七千七百円」を「十六万五千百円」に、「百六万五千百円」を「百六万五千三百円」に、「十六万七千三百円」を「十七万四千四百円」に、「六万四千二百円」を「六万五千三百円」に、「十一万八千七百円」を「十三万三千八百円」に、「十五万四千五百円」を「十六万六千二百円」に、「九万八千七百円」を「十万六千百円」に、「六万六百円」を「七万百円」に、「九万二千三百円」を「十万一千四百円」に、「四万二百円」を「四万一千二百円」に、「四万一千四百円」を「四万一千五百円」に、「十三万二千九百円」を「七万一千八百円」に、「四万一千四百円」を「四万一千五百円」に、「九万七千六百円」を「八万八千百円」に、「九万七百円」を「九万円」に、「十五万三千円」を「十五万二千百円」に、「一万一千八百円」を「一万二千七百円」に、「一万二千四百円」を「二万一千八百円」に、「一万八千百円」を「一万八千円」に、「九万七千六百円」を「八万八千六百円」に、「十万九千二百円」を「十万七千三百円」に改め、同部(2)の項中「三百六十二万四百円」を「三百九十四万八千六百円」に、「四十九万三千二百円」を「五十五万五千九百円」に、「三十五万八千三百円」を「三十一万七千五百円」に、「百二十七万九千三百円」を「百五十三万八千九百円」に、「百一万九千九百円」を「百二十万五千四百円」に、「百三十八万九千二百円」を「百五十四万七千七百円」に、「八十一万七千七百円」を「九十九万六千三百円」に、「一万六千百円」を「一万六千三百円」に、「三十二万七千円」を「二十五万一千九百円」に、「四十五万二千二百円」を「四十七万一千四百円」に、「六十九万四千八百円」を「八十二万六千二百円」に、「三十五万二千五百円」を「三十五万二千百円」に改め、同部(3)の項中「二万二千八百円」を「三万二千五百円」に、「五万八千七百円」を「七万七千四百円」に、「二万四千九百円」を「二万九千円」に、「一万八千七百円」を「二万三千八百円」に、「一万三千八百円」を「一万八千三百円」に、「二万一千四百円」を「一万四千二百円」に、「五万六千七百円」に、「三万一千五百円」を「三万二千九百円」に改め、同部(4)の項中「七十万八千円」を「八十八万八千七百円」に、「十六万

八千四百円」を「十八万五千八百円」に、「二十三万九千二百円」を「二十六万一千二百円」に、「四十七万二百円」を「五十三万七百円」に改め、同部(六)の項中「七百六十六万五千九百円」を「九百三十九万四千八百円」に、「五百八十二万七千四百円」を「七百十三万六千八百円」に、「四百十二万八千九百円」を「五百十三万八千五百円」に、「三百七万三千六百円」を「三百九十四万九千五百円」に、「三百二十八万九千八百円」を「三百九十四万一千百円」に、「三十万八千五百円」を「三百九万七千二百円」に、「三百十六万八千八百円」を「四百六万七千九百円」に、「七十二万一千九百円」を「九十二万七千四百円」に、「二百二十八万四百円」を「二百七十万九千五百円」に、「九十万二千八百円」を「百六万七百円」に、「七百二十一万四千四百円」を「八百三十六万一千四百円」に、「四百三十三万五百円」を「五百二万六千四百円」に、「百二十三万百円」を「百四十四万六千八百円」に、「六百二十八万三千三百円」を「七百五十一万二千円」に、「四十六万二千六百円」を「五十二万二千円」に、「七十七万八千七百円」を「八十七万六千八百円」に、「八十五万七千六百円」を「百万八千六百円」に、「八十五万二千七百円」を「百十五万五千四百円」に、「七十万二千九百円」を「九十五万二千二百円」に、「百十九万百円」を「百三十九万五千二百円」に、「五十万四千八百円」を「五十八万三千九百円」に、「四十九万三百円」を「五十五万四千三百円」に、「九十四万八千四百円」を「百五万一千八百円」に、「百十萬八千二百円」を「百二十三万七百円」に、「三百三十三万六千九百円」を「五百四十二万二千六百円」に、「七十四万六千円」を「七十九万九百円」に、「百八十三万九千百円」を「二百三十三万四百円」に、「三百三十三万三千百円」を「百六十万三千二百円」に、「五十四万四千五百円」を「六十五万八千三百円」に、「七十二万八千円」を「八十八万九百円」に、「四十九万四千九百円」を「五十七万六千七百円」に、「二百三十一万六千七百円」を「三百四十二万二千六百円」に、「七十二万六千六百円」を「七十九万七千六百円」に、「三百七十二万八千四百円」に、「三百九万四千四百円」を「五百八十二万七千八百円」に、「三百九十二万六百円」を「四百九十七万一千三百円」に、「三十八万三千五百円」を「三十三万六千六百円」に、「五百一十万八千七百円」を「六十三万六千三百円」に、「百六十一万四千七百円」に、「五十一万八千七百円」を「六十三万六千三百円」に、「百六十一万四千

三百円」を「百八十六万三千九百円」に、「五百五十四万九百円」を「六百三十三万八千三百円」に、「六十六万三百円」を「七十七万七百円」に、「七十万一千円」を「七十六万二千八百円」に、「百九十七万八千五百円」を「百九十九万七千八百円」に、「二百四十七万九千四百円」を「二百六十五万八百円」に、「百十三万五千六百円」を「百二十一万四千百円」に、「三百六十四万八千円」を「三百八十四万二千五百円」に、「百二十一万八千六百円」を「百一十八万三千八百円」に、「二百六十五万円」を「二百七十九万三千五百円」に、「三百七十七万三千円」を「四百五万三千五百円」に、「九十四万九千九百円」を「百二万一千四百円」に、「百九十五万六千百円」を「二十万三千二百円」に、「三十万四千五百円」を「三十三万七千九百円」に、「三十三万一千百円」を「三十三万七千六百円」に改め、同部(七)の項中「二十七万三千六百円」を「三十二万三千五百円」に改め、同部(八)の項中「三万九千三百円」を「四万八千五百円」に、「三千七百円」を「四千二百円」に、「千八百円」を「千六百円」に改め、同部(九)の項中「三十一万六千七百円」を「三十六万六千八百円」に、「十五万八千八百円」を「十八万四千百円」に、「七万一千五百円」を「七万八百円」に改め、同部(十)の項中「二十五万五千七百円」を「二十八万九千四百円」に、「十四万四千三百円」を「十六万三千円」に、「五万五千四百円」を「六万一千五百円」に、「百九十七万九千三百円」を「二百三十五万一千八百円」に、「三十二万四千三百円」を「二十二万六千六百円」に改め、同部(十一)の項中「二百九十二万三千三百円」を「三百三十万七千七百円」に改める。

別表第三 一の項中「千百四十九円」を「千四百四円」に、「二百九円」を「二百二十七円」に、「八百二十円」を「千三円」に、「百四十九円」を「百六十二円」

十八円
を
二十円

青山靈園					
第二区	第一区	第五区	第四区	第三区	第二区
一箇所につき (三体まで)					
三十四万八千円	三十四万四千円	五十万九千円	六十四万三千円	六十九万九千円	八十八万七千円
八十九万五千円					

を

別表第一中

● 東京都規則第五十六号
東京都靈園条例施行規則の一部を改正する規則
東京都靈園条例施行規則(平成五年東京都規則第九十九号)の一部を次のように改正する。
第一条第二項中「午後四時三十分」を「午後五時」に改める。

円」を「八十一円」に、「六十八円」を「八十三円」に、「十二円」を「十三円」に、「三十四円」を「四十一円」に改め、同表二の項中「八千二百八円」を「一万三十二円」に、「四百円」を「五百円」に、「六千四百円」を「七八百円」に、「二万三千五百円」に改める。
附 則
この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都知事 小池百合子

東京都靈園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

樹林型合葬埋蔵施設					
多磨靈園					
小平靈園	遺骨	三号基 (粉状遺骨)	三号基 (遺骨)	二号基 (粉状遺骨)	二号基 (遺骨)
一体につき					
四万二千円	十二万六千円	三万円	九万一千円	二万七千円	八万一千円
八万三千円					

を

青山靈園					
谷中靈園					
染井靈園	設立埋蔵施設	谷中靈園	第一区	第二区	第三区
第三区	第二区	第一区	第五区	第四区	第二区
第二区	第一区	第五区	第五区	第四区	第三区
第一区	第五区	第三区	第二区	第一区	第一区
一箇所につき (三体まで)					
百五十五万二千円	五十九万七千円	五十一万六千円	四十二万円	三十四万八千円	八十九万五千円
八万一千円	二万七千円	二万七千円	二万七千円	二万七千円	六十九万九千円
九万一千円	二万七千円	二万七千円	二万七千円	二万七千円	六十四万三千円
三万円	一万一千円	一万一千円	一万一千円	一万一千円	八十八万七千円
四万二千円	十二万六千円	三万円	九万一千円	二万七千円	五十九万七千円

に

谷中靈園					
染井靈園					
第一区	第五区	第四区	第三区	第二区	第一区
第一区	第五区	第四区	第三区	第二区	第一区
第五区	第四区	第三区	第二区	第一区	第一区
第四区	第三区	第二区	第一区	第五区	第五区
第三区	第二区	第一区	第五区	第四区	第四区
第二区	第一区	第五区	第四区	第三区	第三区
第一区	第五区	第四区	第三区	第二区	第二区
三十五万九千円 四十二万円					
五十九万六千円	五十九万七千円	五十九万七千円	五十九万七千円	五十九万七千円	三十五万九千円

樹林型合葬 埋蔵施設		靈園	雜司ヶ谷	遺骨
多磨靈園		小平靈園	靈園	雜司ヶ谷
二号基	(遺骨)	一号基	(遺骨)	一号基 (遺骨)
二号基	(粉状遺骨)	二号基	(粉状遺骨)	二号基 (粉状遺骨)
三号基	(遺骨)	三号基	(粉状遺骨)	三号基 (遺骨)
三号基	(粉状遺骨)	三号基	(粉状遺骨)	三号基 (粉状遺骨)
九万一千円	十二万六千円	三万円	二万七千円	八万三千円
四万二千円	十二万六千円	三万円	二万七千円	八万三千円
八万一千円	九万一千円	三万円	二万七千円	三万五千円
八万一千円	九万一千円	三万円	二万七千円	三万五千円
八万一千円	九万一千円	三万円	二万七千円	十万六千円

一体につき

に

改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

◎東京都規則第五十七号

東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第百七十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号ト中「第二十一条第二項第一号」を「第二十二条第二項第一号」

に、「もの、」を「もの」に改める。

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

附則

発行 東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 ○三(五三三二)一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)
印刷所 三 鈴 印 刷 株 式 会 社
東京都千代田区神田神保町二丁目三十三番地一
電話 ○三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号 101-0051